

令和6年度

事業報告書

独立行政法人自動車事故対策機構

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人自動車事故対策機構（National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid 以下「ナスバ」という。）は、自動車事故の防止と被害者支援に一体的に取り組むことで、自動車事故ゼロの社会の実現をめざして活動している、世界でもユニークな自動車事故対策の専門機関です。

前身の特殊法人自動車事故対策センター（昭和48年12月10日設立）から数えて設立50周年を経た令和6年に、私たちは「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」という新たなタグラインを策定しました。そこに込めた“自動車事故を無くしたい”との強い思いで事故被害者を「支える」、事故を「防ぐ」、事故から「守る」という3つの取り組みを実施しています。

具体的には、被害者援護業務「支える」として自動車事故の被害者やその家族の方々に対して、介護料の支給や受給者宅への訪問、家族間の交流会の実施、重度後遺障害者の治療・看護のための療護施設の設置・運営、交通遺児等への育成資金の無利子貸付や交流の場である「友の会」の運営、相談窓口の設置等による支援を行うなど、経済的支援はもとより精神的支援の充実に努めています。

また、安全指導業務「防ぐ」として運送事業者のドライバーや運行管理者の方々を主体に安全運転を徹底していただくため、事故防止に効果のある運転適性診断や輸送の安全確保に必要な管理手法の習得を目的とした運行管理者等指導講習及び安全マネジメント業務を全国的に実施するなど、幅広い分野できめ細かな事業を展開しています。

さらに、自動車アセスメント業務「守る」として皆様が自動車を購入される際、より安全な車を選択していただくため、利用者の立場で自動車アセスメントを実施し、その情報を広く提供するなどの事業も併せて行っています。

ナスバは、自動車事故の防止と被害者支援を両輪として一体的に推進することを使命とする、社会にとって必要とされる組織です。自動車事故死者数はピークであった昭和45年の16,765人から大きく減少していますが、まだまだ多くの自動車事故があり、自動車事故の被害により苦しんでいる方々が大勢いるのが現状です。こうした現状を踏まえ、ナスバは、被害に遭われた方々とご家族やご遺族に寄り添い、声を聴き、ご支援をさせて頂くとともに、被害を拡大されないために自動車事故そのものを防止し、自動車事故のない社会の実現に貢献していく、そういう重要な役割を担っている組織であるということ強く認識して、引き続き、事業に取り組んで参ります。

さらに、令和5年4月に改正自動車損害賠償保障法が施行され、自賠責保険料・共済掛金の一部に含まれる賦課金により被害者保護増進等事業として被害者支援と事故防止を安定的かつサステナブルに実施できる仕組みへの転換が図られました。これまで以上にナスバの取組への期待の高まりを感じており、大義ある組織として「誰一人取り残さない」支援を行うべく業務の充実を図るとともに、一人でも多くの方にナスバの存在と取組を知って頂けるよう、更なる広報活動に努めて参ります。

自動車事故のない社会を実現するためには、被害者団体や自動車運送事業者、自動車メーカー、自動車ユーザー等、車社会を構成する全ての皆様と共に歩みを進め、サステナブルに取り組んでいくことが何より重要であると考えております。

今後とも私たちは自動車事故ゼロの社会の実現に向けてあらゆる機会を通じて努力し続けます。皆様におかれましては、当機構への一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

独立行政法人 自動車事故対策機構(ナスバ)
理事長 中村 晃一郎



シンボルマーク



NASVAとは、独立行政法人自動車事故対策機構の英訳名（National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid）の略称で、「ナスバ」と発音します。

シンボルマークの背景には、白いラインでNASVAのNを表しています。また、AとVから光が拡がる様子は、人々の未来が明るく、光に満ちた希望あふれるものであるようにというナスバの願いが込められています。

2. 法人の目的、業務内容

- (1) 法人の目的（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号。以下「機構法」という。）第3条）

ナスバは、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的としております。

- (2) 業務内容

ナスバは、機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

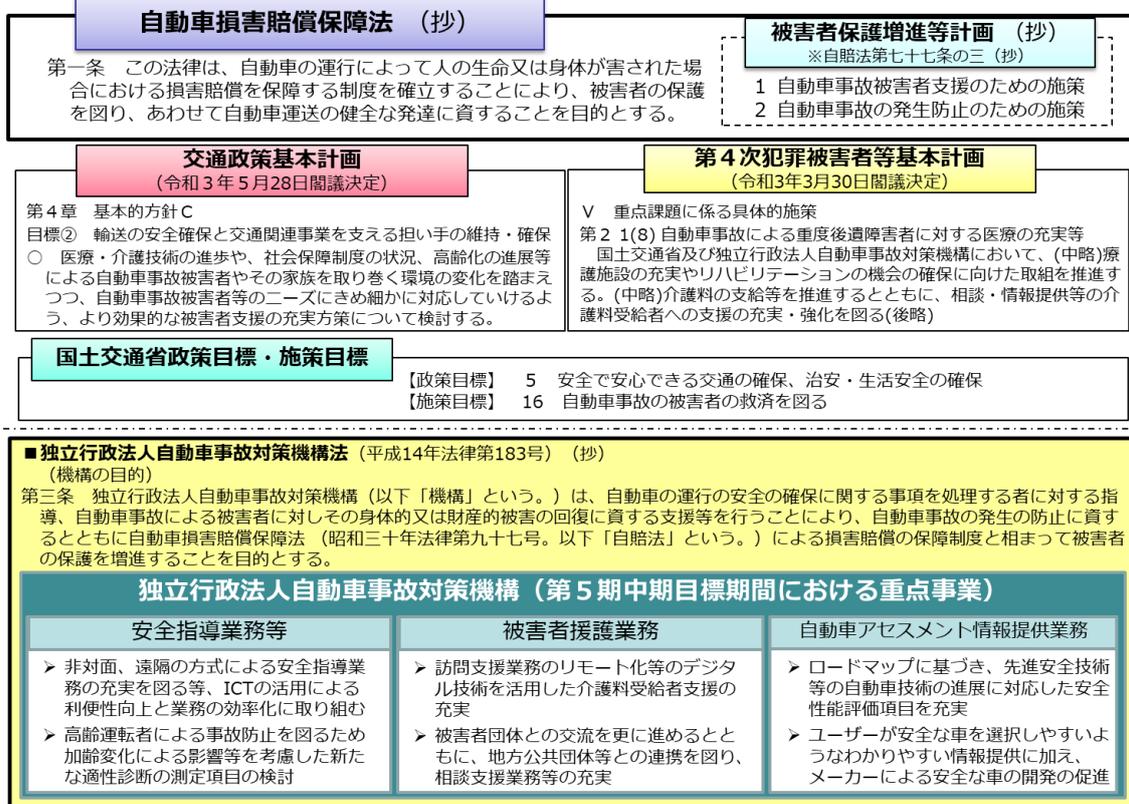
- ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。
- イ 自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。）を行うこと。
- ウ 自動車事故による被害者で後遺障害（傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。）が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。
- エ 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。
- オ 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。
- (ア) 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童
- (イ) 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの
- カ 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。
- (ア) 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者
- (イ) 自賠法第4章第2節の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者
- キ 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。
- ク 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。
- ケ 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要があります。国土交通省では、自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済を含む）、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等計画に基づく事業の3つを柱とした、自動車損害賠償保障法に基づき、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策を実施しております。（政策目標 5 施策目標 16 自動車事故の被害者の救済を図る等）。

ナスバでは、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務（以下「安全指導業務等」という。）や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施しています。これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施し、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現する役割を担っています。

(独) 自動車事故対策機構 政策体系図



4. 中期目標

(1) 概要

第5期中期目標期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要があります。

ナスバは、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等を実施する安全指導業務や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施しています。これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施し、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現することが求められております。

ナスバでは、様々な課題等に対応するため、ナスバが有する組織体制等を最大限活用し、被害者援護業務、安全指導業務、自動車アセスメント情報提供業務について、安全・安心な車社会の実現のため、今後も引き続き維持しつつ充実強化を図るとともに、以下の取組も実施することが求められています。

- ・ 被害者援護業務については、デジタル技術を活用しつつ介護料受給者支援を充実させていくとともに、地域の関係機関・団体等との一層の連携を図り、被害者への相談支援機能を強化していくなど、被害者のニーズ等に沿った対応を適切に進めること。
- ・ 安全指導業務等については、全国津々浦々の自動車運送事業者に対し、効率的・効果的にサービスが行き渡るようにする必要があり、その際、人との接触機会回避のニーズの高まり、ICT技術の進展、事業用自動車運転者の高齢化の進展等に適切に対応を進めること。
- ・ 自動車アセスメント情報提供業務については、安全な自動車の普及や交通事故被害者の更なる削減を図るため、自動車技術の進展に対応した自動車アセスメント情報の提供を図ること。

詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

ナスバは、中期目標における一定の事業等のまとめりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は、以下のとおりです。

- i. 安全指導業務等
- ii. 被害者援護業務
- iii. 自動車アセスメント情報提供業務

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

ナスバでは、法律に規定されたナスバの目的を役職員が共通の認識の下に一丸となって達成することができるように、基本理念及び行動指針を策定しています。

【基本理念】

私たちは自動車事故の防止と被害者支援に一体的に取り組み、自動車事故ゼロの社会の実現をめざし続けます。

【行動指針】

1. 大義ある組織としての誇りを胸に、ナスバにしか出来ない心のこもったサービスの提供と質の高い情報の発信に努め、広く社会の期待に応えます。
2. 社会環境の変化に迅速に対応し、新たな業務に積極的に取り組むとともに効率的な業務遂行をめざし、たゆまぬ改善に努めます。
3. 学ぶ気持ちを大切に自己研鑽に努め、高い専門性を身につけ、仕事とともに成長します。
4. 公益性の高い業務としての社会的責任を常に自覚し、公平・公正に行動し、いかなる場合においてもコンプライアンスを遵守します。
5. 全員がコミュニケーションを大切に、風通しの良い、活力ある職場づくりに努めます。

6. 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（令和4年4月～令和9年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和6年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期計画及び年度計画をご覧ください。

（注）ピンク色はセグメント区分を表しています。

第5期中期計画と主な指標等	令和6年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
安全指導業務等	
1. 指導講習、適性診断の充実・改善 ✓ 一般診断支所外受診率（各年度において55%以上）	1. 指導講習、適性診断の充実・改善 ✓ 一般診断支所外受診率（55%以上）
2. 民間参入の促進（困難度：高） ✓ 指導講習テキスト頒布数（令和8年度末までに250,000冊以上） ✓ ナスバネット提供数（令和8年度末までに260,000件以上）	2. 民間参入の促進（困難度：高） ✓ 指導講習テキスト頒布数（50,000冊以上） ✓ ナスバネット提供数（52,000件以上）
3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着 ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔講習〕（各年度において4.00以上） ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔診断〕（各年度において4.00以上） ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔事業者〕（各年度において4.00以上） ✓ 運輸安全マネジメントの浸透・定着に関する評価度（各年度において4.00以上）	3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着 ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔講習〕（4.00以上） ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔診断〕（4.00以上） ✓ 自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度〔事業者〕（4.00以上） ✓ 運輸安全マネジメントの浸透・定着に関する評価度（4.00以上）
4. 国の安全対策への貢献	4. 国の安全対策への貢献
被害者援護業務	
1. 治療・看護の充実（困難度：高） ✓ 入退院時ナスバスコアの平均値の差（各年度において12.5点以上）	1. 治療・看護の充実（困難度：高） ✓ 入退院時ナスバスコアの平均値の差（12.5点以上）
2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援

第5期中期計画と主な指標等	令和6年度計画と主な指標等
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学会等における研究発表数（各年度において55件以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学会等における研究発表数(55件以上)
<p>3. 介護料の支給等（重要度：高、困難度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 訪問支援実施率（各年度において前年度末受給資格者数に対する70%以上） ✓ 新規認定者に対する訪問支援実施率（100%） ✓ 受給者等交流会実施回数（各年度において50回以上（全支所1回以上）） ✓ 介護支援効果に対する評価度（各年度において4.39以上） ✓ 調査票回収率 	<p>3. 介護料の支給等（重要度：高、困難度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 訪問支援実施率（前年度末受給資格者数に対する70%以上） ✓ 新規認定者に対する訪問支援実施率（100%） ✓ 受給者等交流会実施回数(50回以上(全支所1回以上)) ✓ 介護支援効果に対する評価度（4.39以上） ✓ 調査票回収率
<p>4. 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ コーディネーター養成研修修了者数の割合（令和8年度末までに令和2年度末全職員の50%以上） 	<p>4. 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ コーディネーター養成研修修了者数の割合（令和2年度末全職員の39%以上）
<p>5. 貸付・精神的な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護者交流会の実施回数（各年度において100回以上（全支所2回以上）） ✓ 精神的支援に対する評価度（各年度において4.61以上） ✓ 調査票回収率 	<p>5. 貸付・精神的な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護者交流会の実施回数（100回以上（全支所2回以上）） ✓ 精神的支援に対する評価度(4.61以上) ✓ 調査票回収率
<p>6. 債権管理・回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 債権回収率（各年度において90%以上） 	<p>6. 債権管理・回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 債権回収率（90%以上）
自動車アセスメント情報提供業務	
<p>1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、困難度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年間新車販売台数に対するカバー率（各年度において80%以上） 	<p>1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、困難度：高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年間新車販売台数に対するカバー率（80%以上）
<p>2. わかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報活動実施件数（各年度において50件以上） 	<p>2. わかりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報活動実施件数（50件以上）
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	
<p>1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等</p>	<p>1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等</p>

第5期中期計画と主な指標等	令和6年度計画と主な指標等
2. 一般管理費・業務経費の削減（令和8年度末までに令和3年度比で一般管理費▲15%、業務経費▲10%）、調達等合理化の取組の推進	2. 一般管理費・業務経費の削減（令和5年度比で一般管理費▲3.19%、業務経費▲2.08%）、調達等合理化の取組の推進
3. 外部評価の実施、公表	3. 外部評価の実施、公表
4. 業務のデジタル化及びシステムの最適化	4. 業務のデジタル化及びシステムの最適化
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
1. 財務運営の適正化	1. 財務運営の適正化
2. 自己収入等の拡大	2. 自己収入等の拡大
3. 保有資産の見直し	3. 保有資産の見直し
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策
2. 施設及び設備に関する計画	2. 施設及び設備に関する計画
3. 人事に関する計画	3. 人事に関する計画
4. 人材の活用・育成	4. 人材の活用・育成
5. 自動車事故対策に関する広報活動	5. 自動車事故対策に関する広報活動
6. 積立金の使途	6. 積立金の使途

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

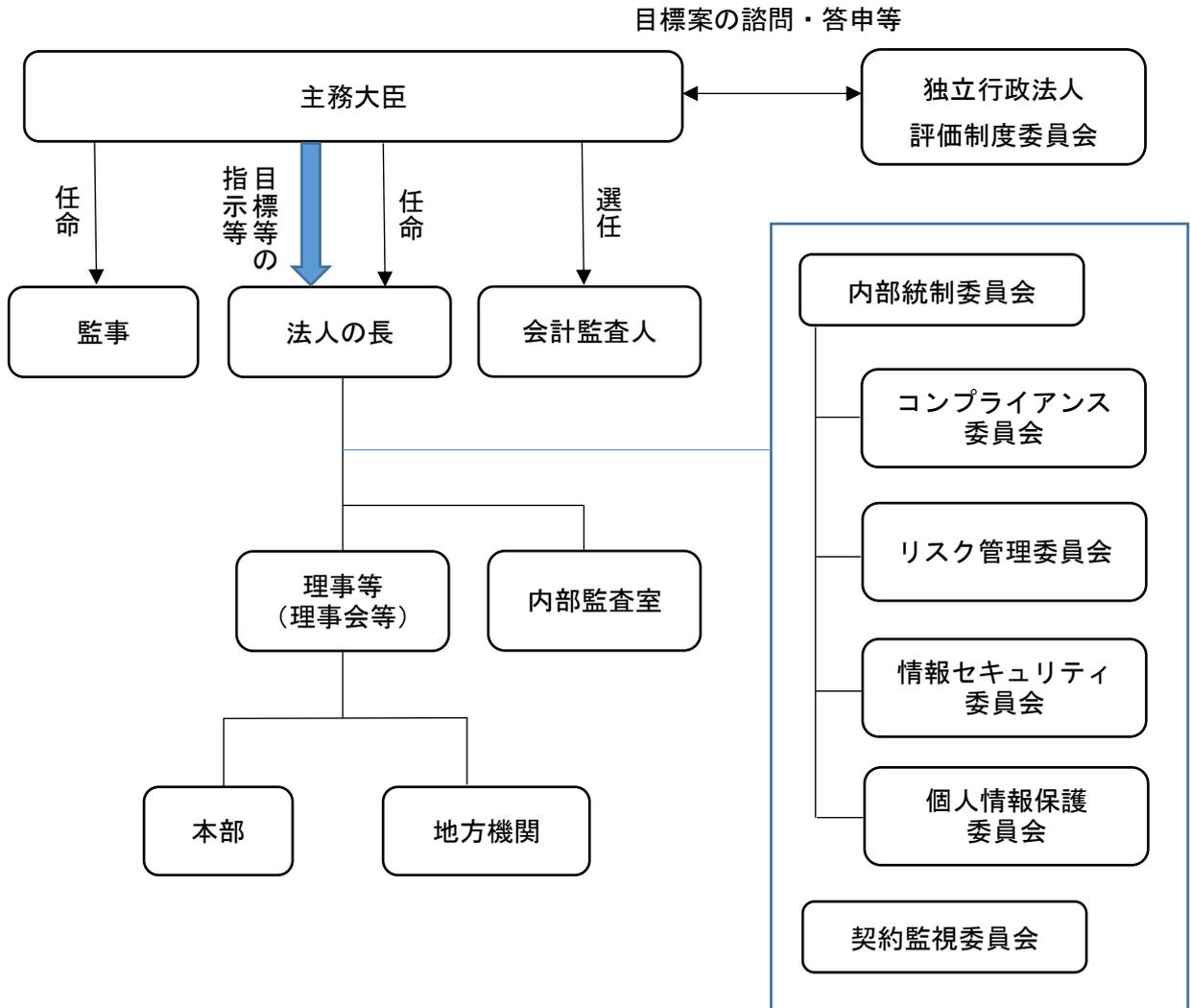
① 主務大臣

ナスバの主務大臣は国土交通大臣となります。(独立行政法人自動車事故対策機構法第22条)

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制の目的が、ナスバの役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他ナスバの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、ナスバのミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのための会計監査人の監査のほか、契約監視委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

自動車事故対策機構のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	中村晃一郎	自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日		昭和56年 4月 日立家電販売(株)入社 平成16年 4月 (株)日立製作所ユビキタスプラットフォームグループユビキタス営業統括本部営業企画本部長 平成20年10月 (株)日立製作所コンシューマ事業グループマーケティング事業部海外マーケティング本部長 平成21年 7月 日立コンシューマエレクトロニクス(株)マーケティング事業部マーケティング本部長 平成22年 6月 日立コンシューマ・マーケティング(株)代表取締役社長 平成29年 4月 (株)日立製作所理事 生活・エコシステム事業統括本部長 平成31年 4月 (株)日立製作所理事 グローバル渉外統括本部副統括本部長 令和 3年 4月 (株)日立製作所グローバル渉外統括本部サステナビリティ推進本部長 令和 4年 3月 (株)日立製作所退職
理事	伊地知英己	自 令和6年7月1日 至 令和9年3月31日	総務 ・ 企画 広報 ・ 自動車 アセス メント	平成 6年 4月 運輸省採用 平成29年 7月 国土交通省観光庁国際観光課長(併)内閣官房副長官補付(命)内閣官房観光戦略実行推進室参事官 令和元年 7月 国土交通省自動車局貨物課長 令和 3年 7月 国土交通省大臣官房付(併)復興庁統括官付参事官 令和 4年 7月 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構経営自立推進統括役 令和 6年 6月 国土交通省退職(役員出向)
理事	濱田 尚人	自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日	事故 防止	昭和57年 4月 東京海上火災保険(株)入社 平成23年 7月 東京海上日動火災保険(株)理事 欧ア中東部首席駐在員(部長待遇) 平成25年 6月 東京海上日動火災保険(株)執行役員企業営業開発部首席駐在員(部長待遇) 平成28年 4月 東京海上日動火災保険(株)執行役員本店営業第三部長 令和 2年 4月 東京海上ホールディングス(株)常勤顧問 令和 3年 3月 東京海上ホールディングス(株)退職

理事	和佐 健介	自 令和6年7月2日 至 令和9年3月31日	経理 ・ 被害者 保護	平成 6年 4月 大蔵省採用 平成27年 7月 財務省大臣官房信用機構課機構 業務室長 平成28年 6月 農林水産省生産局畜産部畜産企 画課畜産総合推進室長 平成30年 7月 財務省関税局業務課長 令和元年 7月 日本たばこ産業株式会社経理部 部長 令和 4年 7月 公益財団法人中曽根康弘世界平 和研究所研究本部主任研究員 令和 6年 7月 財務省退職（役員出向）
監事	溝田 義昭	自 令和5年8月1日 至 令和8事業年度の 財務諸表承認日		昭和58年 3月 古河電気工業（株）入社 平成24年 4月 古河電気工業（株）執行役員情報 通信カンパニーファイバ・ケーブ ル事業部長 平成25年 4月 古河電気工業（株）執行役員ファ イバ・ケーブル事業部門長（兼） 電子線事業部門長 平成27年 4月 古河電気工業（株）執行役員生産 技術本部長 平成29年 4月 古河電気工業（株）執行役員もの づくり改革本部長 平成30年 4月 古河電気工業（株）執行役員常務 ものづくり改革本部長 平成31年 4月 古河電気工業（株）ものづくり改 革本部アドバイザー 令和元年 6月 古河電気工業（株）監査役（常勤） 令和 5年 7月 古河電気工業（株）退職
監事 （非常勤）	那須 規子	自 令和4年8月1日 至 令和8事業年度の 財務諸表承認日		平成 2年 4月 日本輸出入銀行入行 平成27年 7月 （株）国際協力銀行社会インフラ 部長 平成28年 9月 （株）国際協力銀行審査部環境審 査室長 平成29年 7月 （株）国際協力銀行執行役員IT統 括・与信事務部長 令和元年 9月 （株）国際協力銀行執行役員監査 部長 令和 4年 6月 （株）国際協力銀行監査役（現職）

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人であります。

当該監査法人に対する当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は7百万円
であり、当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する報酬はありません。

なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在363人（前期末から増減員なし）であり、平均年齢は41.9歳（前
期末40.6歳）となっている。このうち、国等からの出向者は84人、令和7年3月31日退職者は
7人であります。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

岡山療護センター	磁気共鳴画像診断装置 (MRI) 更新	(取得原価 339 百万円)
岡山療護センター	電動型昇降浴槽更新	(取得原価 34 百万円)
岡山療護センター	医療ガス配管設備更新	(取得原価 26 百万円)
岡山療護センター	直流電源装置及び始動用蓄電池更新	(取得原価 5 百万円)
中部療護センター	O-15 ガス純度測定装置等更新	(取得原価 45 百万円)
中部療護センター	病棟浴槽等更新	(取得原価 40 百万円)
中部療護センター	貫流ボイラー更新	(取得原価 19 百万円)

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

千葉療護センター	医用画像診断支援システム (PACS)	(取得原価 49 百万円)
千葉療護センター	デジタル脳波計	(取得原価 32 百万円)
千葉療護センター	エレベータの制御盤等更新	(取得原価 19 百万円)
千葉療護センター	生化学自動分析装置	(取得原価 19 百万円)
東北療護センター	デジタル脳波計	(取得原価 32 百万円)
岡山療護センター	厨房修繕	(取得原価 6 百万円)
中部療護センター	ポジトロン断層撮影装置 (PET)	(取得原価 339 百万円)
中部療護センター	避難スロープひび割れ補修工事	(取得原価 7 百万円)

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	13,082	-	-	13,082
民間出資金	92	-	-	92
(内訳)				
一般社団法人日本損害保険協会	69	-	-	69
全国共済農業協同組合連合会	17	-	-	17
日本再共済生活協同組合連合会	6	-	-	6
資本金合計	13,174	-	-	13,174

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

② 目的積立金等の状況

令和6年度は、目的積立金の申請を行っておりません。

令和6年度に前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額は30千円であり、その内容は前払費用30千円であります。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和6年度の法人単位の収入決算額は17,617百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	10,395	59.0%
国庫補助金等	4,398	25.0%
回収金等収入	349	2.0%
業務収入	2,350	13.3%
その他収入	125	0.7%
合計	17,617	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

②自己収入に関する説明

ナスバにおける自己収入として、業務収入及びその他収入があります。

収入全体の約1割を占める業務収入及びその他収入の主な内訳は、安全指導業務等において運送事業者等から徴収する各種手数料等2,350百万円となっております。

詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧下さい。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ令和4年5月27日一部改定）に基づき、地球温暖化対策を実践するため「独立行政法人自動車事故対策機構地球温暖化対策実行計画」を改定し、環境物品の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

ナスバは、自動車事故被害者を「支える」被害者援護業務、自動車事故を「防ぐ」安全指導業務、自動車事故から「守る」安全情報提供業務（自動車アセスメント業務）の3つの業務を一体的に実施することにより、安全・安心・快適な社会作りに貢献するという重要な社会的役割を担っている自動車事故対策の専門機関です。

被害者援護業務においては、自動車事故被害者への介護料の支給等、交通遺児への生活資金の貸付を実施しているほか、自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院であるナスバ療護センターを国内4か所に、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を国内8か所に設置・運営し、きめ細かい質の高い治療・看護を実施するとともに、治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行い、さらに、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んでいます。

安全指導業務においては、ユニバーサルサービスの提供のため、全国50か所に支所を設置し、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を行うことにより、自動車事故防止に寄与するための取り組みを実施しています。

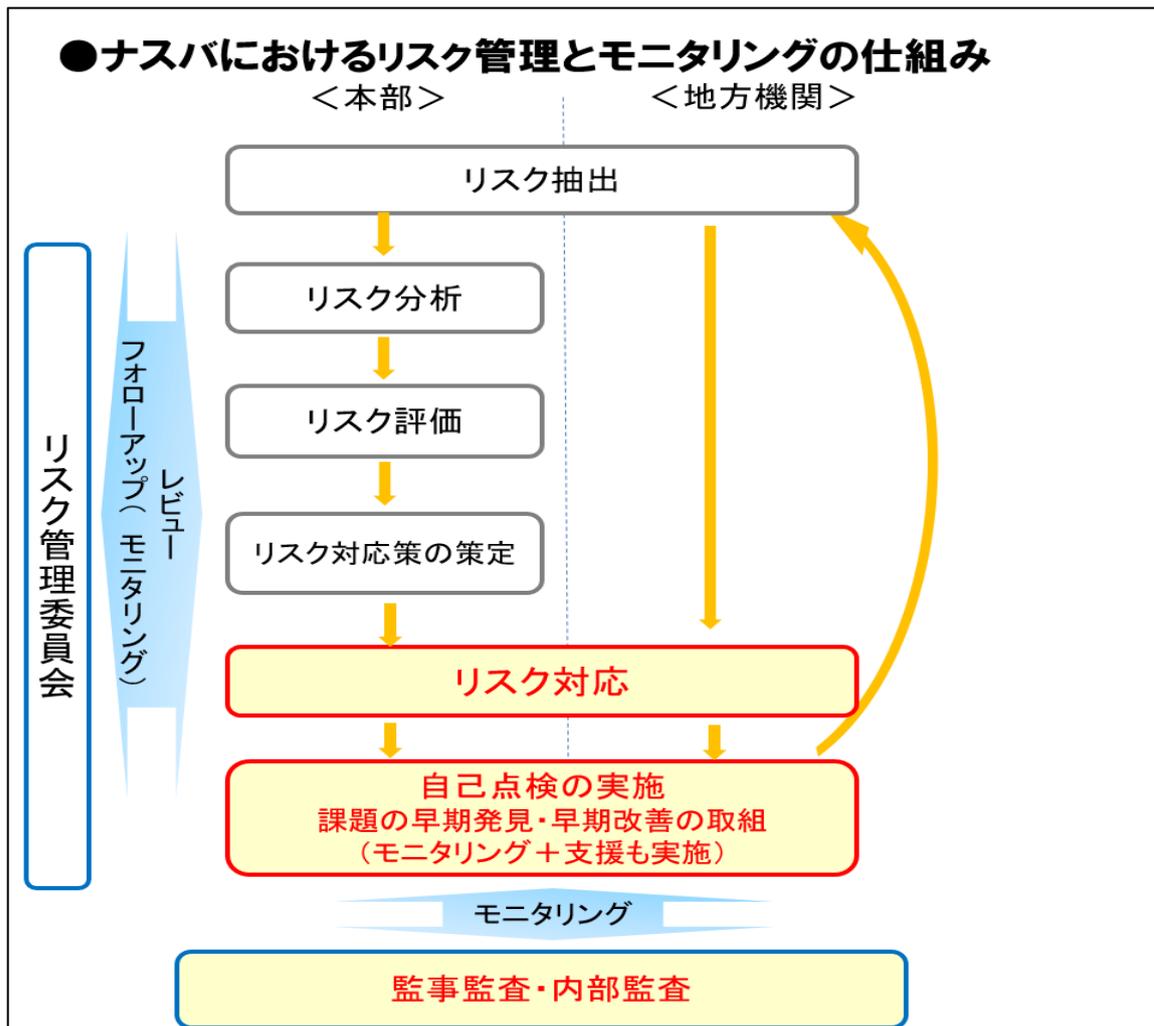
安全情報提供業務においては、国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発の促進に取り組んでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

ナスバでは、リスク管理に関する事項を「独立行政法人自動車事故対策機構リスク管理規程」に定め、リスクの識別、分析及び評価並びにリスクに対する適切な対応を行っています。

業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を開催し、前年度に発生したリスクの識別・分析・評価を行い、自己点検を実施しています。また、過去に発生したリスク報告書の事案についてカテゴライズし、理事長への報告、対応及び再発防止策の策定を迅速に行うよう、周知徹底を図っています。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

①コンプライアンス意識欠如

業務を運営していく上でコンプライアンスの確保やリスク管理が社会からより一層求められる中、役職員が業務遂行にあたりコンプライアンスを徹底できていなければ、重大な課題・リスクにつながり、社会から信用・信頼を失うため、ナスバでは、役職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、社会から信用を得て、信頼されるとともに、ナスバが経営体として存続し、発展していくために、法令等の遵守の徹底並びに問題が発生した場合における迅速かつ的確な対応及び再発防止への取組みに関する基本的事項として「独立行政法人自動車事故対策機構コンプライアンス基本方針」を定めています。役職員の現状の

認識度を調査し、課題の抽出と対策を検討するため、コンプライアンス委員会を開催し、改めてコンプライアンスの再徹底を図っています。

②情報セキュリティインシデント発生

情報セキュリティインシデントの発生は、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営を阻害する重大な課題・リスクの一つと認識しており、ナスバでは、情報セキュリティを一定水準以上に保ち、維持するため基本となる「独立行政法人自動車事故対策機構情報セキュリティ基本方針」を定めることにより、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの確保を図るとともに、効率的・効果的な情報通信技術の活用に努めています。標的型メール訓練を実施するとともに「サイバー攻撃対策の遵守 6 則（標的型メール対策）」及び新たに策定したモバイルパソコンの使用に関する「パソコンの持出しに関する 5 則」について、全役職員に周知徹底を図っています。

③個人情報の漏洩

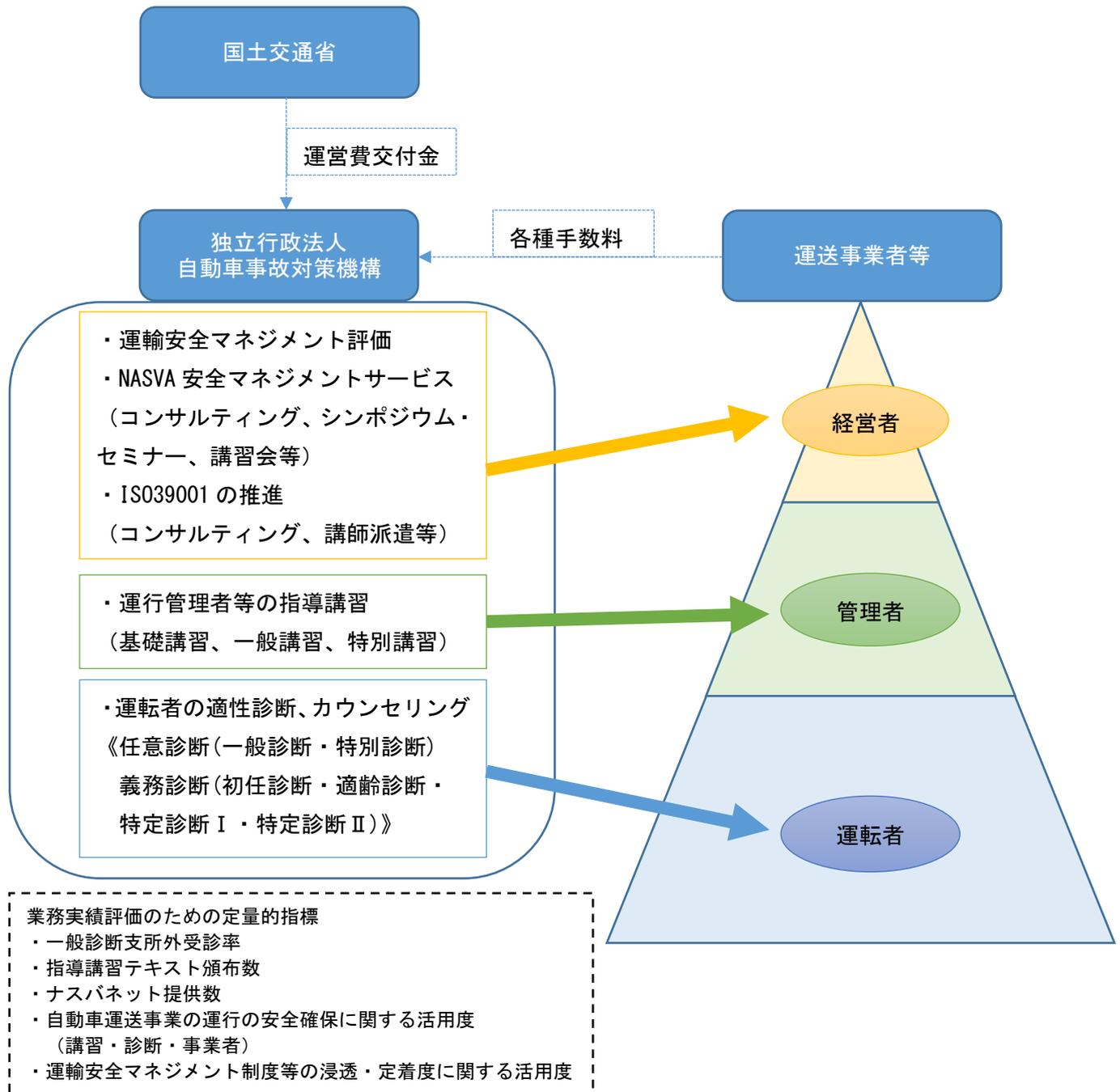
各業務に関わる個人情報の漏洩は、業務運営上の課題・リスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務作業に伴う事故などによる情報の流出を未然に防止するため、ナスバは当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程」、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント 10 則」に基づき、常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和6年度のナスバの各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

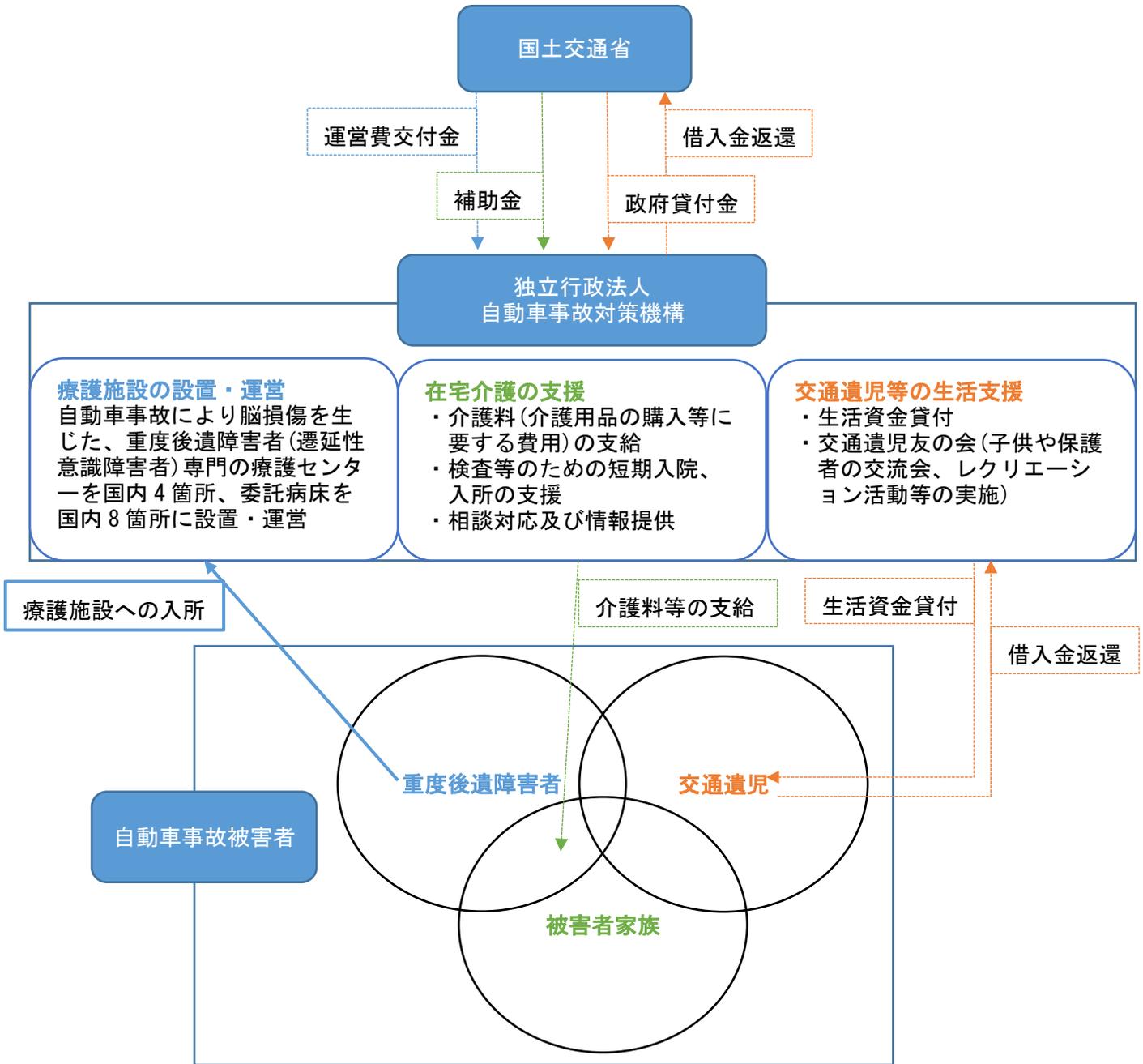
安全指導業務等

自動車事故防止のために、運行管理者等指導講習により、安全の確保に必要な管理手法の習得
運転者適性診断により、運転の特性を診断し安全運転に役立つきめ細かなアドバイス
安全マネジメント講習会等により、運輸安全マネジメントの浸透・定着
運輸安全マネジメント評価・コンサルティング等により、個別事業者の安全マネジメント体制を支援



被害者援護業務

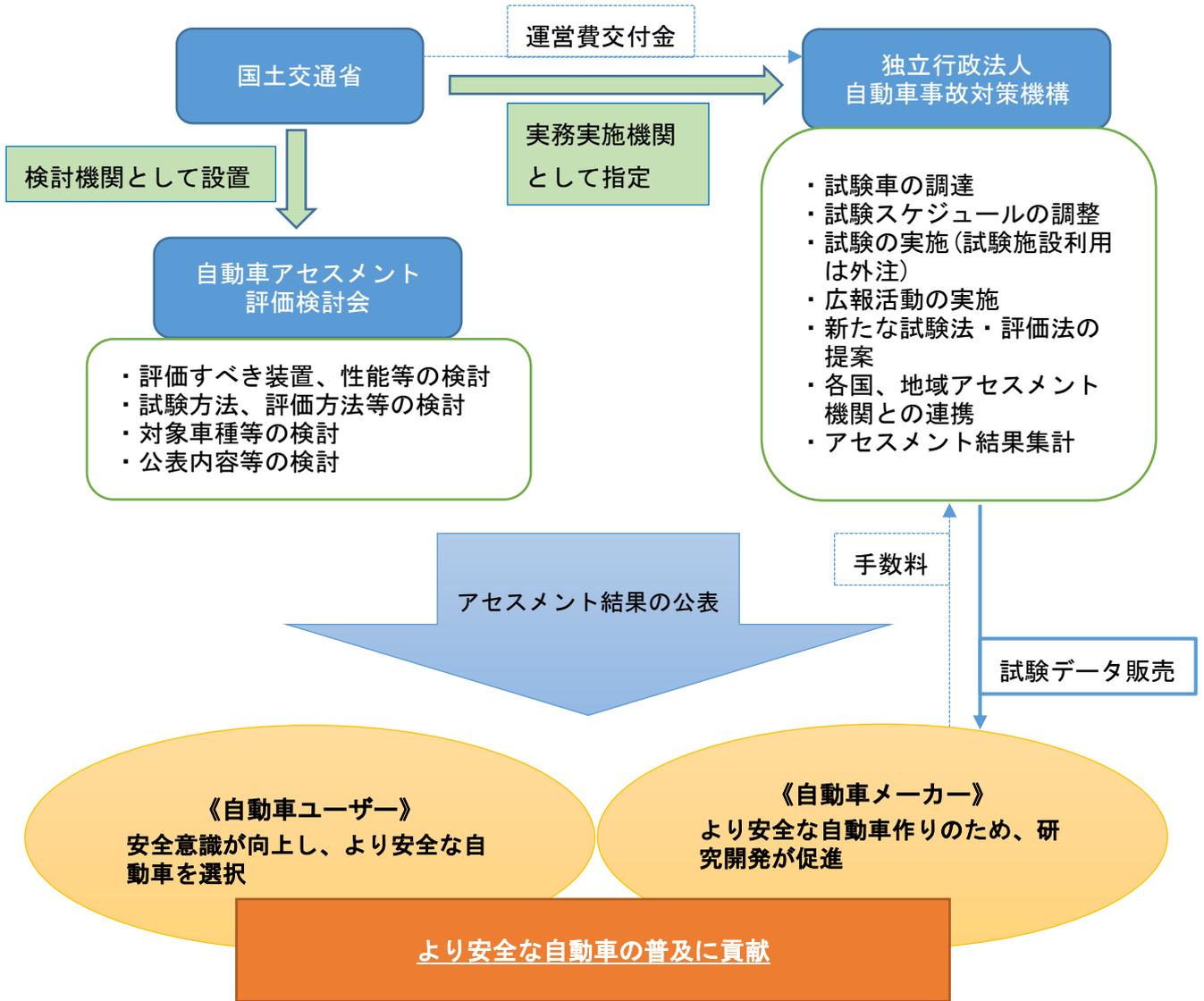
自動車事故による被害者の方の援護のために、
 介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護
 育成資金の無利子貸付や友の会の運営・家庭相談による交通遺児等への援護



- 業務実績評価のための定量的指標
- 入退院時ナスバスコアの平均値の差
 - 訪問支援実施率、実施人数
 - 介護料受給者との交流会実施回数
 - コーディネーター養成研修終了者の割合
 - 交通遺児への精神的支援に関する評価度
 - 日本脳神経外科学会等における研究発表件数
 - 新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数
 - 介護支援効果に対する評価度
 - 交通遺児家族等同士の交流会実施回数
 - 債権回収率

自動車アセスメント情報提供業務

安全な自動車の普及・促進をはかるために、中立公正な立場で自動車アセスメント情報を積極的に公表



業務実績評価のための定量的指標

- ・ 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率
- ・ 広報活動実施件数

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当機構では、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施しております。

令和6年度においては、これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施するとともに、令和5年4月に施行された改正自賠法の趣旨の観点から、「ナスバ」の認知度向上に資する取組について推進してまいりました。

更には、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現する役割を果たしてきたところであります。

当該年度に当機構が行ってきた業務の成果及び業務実績の概要における主な事項は以下のとおりです。

① 法人運営に係る重要業務

ア 内部統制の充実強化について

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、必要な規程類や体制の整備を行ってきました。特にタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」の制定を受け、引き続き、令和4年6月に策定した第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」を理事長自ら各主管支所へ訪問し周知を行うことに加え、各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図りました。

また、風通しの良い職場環境を構築するため、全職員に対し、エンゲージメントサーベイ（意識調査）により現状の組織課題の可視化、全職員の満足度などを把握し、その調査結果を全職員に公表するとともに、調査結果を活用した管理職研修を行いました。

イ 情報セキュリティ対策について

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などについて適時適切に見直しを行い、情報セキュリティ対策の強化を図りました。

特に、情報セキュリティ関連規程類については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」に準拠するために、当機構の情報セキュリティ管理規程の一部改定等を行っています。

ウ 人事に関する計画について

政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公

務員の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう検証等を行ってきました。

国家公務員給与法の一部改正に準拠し、令和6年4月から役員報酬を3,000円～10,000円の引上げ、職員の俸給月額を平均3.4%（初任給（大卒程度）については、23,800円の引上げ）の引上げを行いました。また、令和6年12月期において役員賞与0.05月分、職員賞与0.1月分の引き上げを行いました。

エ 人材の活用・育成について

働きやすい職場環境の整備を図るとともに、若手職員の育成及び管理職としての資質の向上を図るため、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を実施しました。

特に、設立50周年を経て、次の10年、20年、そして50年に向けた新しいスタートにあわせて、“自動車事故を無くしたい”という組織の思いやビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、令和6年9月、ナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定しました。基本理念や行動指針も一部改正を行い、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムなどあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進しました。

また、職員の研修に関しては、役職員に対して「ハラスメント防止研修」を行い、風通しの良い職場環境の構築に努めるとともに、支所長等の管理職101名を対象に「支所長等管理職研修」を実施し、管理職としての意識の醸成を図る取組を積極的に推進しました。

オ 業務のデジタル化及びシステムの最適化について

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行ってきました。

運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、これまでの「対面方式」、「動画視聴方式」に加え、「eラーニング方式」による講習（以下、「eナスバ」という。）の導入により、職員の事前準備（会場予約、会場設営、配布資料準備）が不要となるとともに、講習当日（予約受付、手数料收受、修了証明など）の業務が電子化され、支所での講習業務の大幅な軽減を図ることができました。

また、介護料の支給を受けるシステムについて、介護料ポータルサイトを導入しました。介護料ポータルサイトの導入により、介護料受給者がお手持ちのスマホやタブレットから、「いつでも・どこでも」下限額の介護料請求及び口座番号変更（介護料受給者本人の口座のみ）や各種登録情報・請求状況・支給履歴の確認、ナスバからのお知らせ、「介護料受給の手引き」や機関誌「ほほえみ」の閲覧ができるようになり、利用者の利便性向上と職員の業務効率化を進めました。

カ 自動車事故対策に関する広報活動について

令和5年4月施行の改正自賠法を契機とし、機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関して、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施してきました。

ナスバの業務を幅広く周知するため、ナスバの強みである全国組織を活用した広報活動として、本部において地方テレビ局45局が一堂に会する機会を設けて、理事長・理事以下の出席の下、ナスバの業務内容をはじめ、ナスバの課題、特色・特徴について説明を行ったうえ、情報交換を実施し、この機会を契機として、当該テレビ局の情報番組内において、ナスバ職員が出演し、ナスバの取り組みを紹介する広報活動を実施し、全都道府県で延べ2時間22分47秒の時間にわたりナスバを紹介する放映がなされました。さらに、様々な企業と連携した地域特性を活かした広報活動や国交省と連携した広報活動を幅広く展開してきました。具体的には、プロスポーツチームや地元メディアと連携した特色ある広報活動の取組を多く実施したことや、国・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度に関する広報・啓発のポスターを各支所で掲示するなどして、積極的な広報活動の展開を推進しました。

また、広報活動の促進に向けた取組として、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施するとともに、広報イベントを実施するにあたっての基本的な運用情報等を示したマニュアルを策定することで、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できる体制を構築した。

更には、被害者援護業務において、不知によるサービスが享受できないことがないように、ホームページやSNS、パンフレットによる周知のほか、地方公共団体、都道府県警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に展開したことで、多くの機関との連携を強化し、継続的に広報活動を推進していくことができる体制の構築が進みました。

② 安全指導業務等

ア 指導講習、適性診断の充実・改善について

指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務等」という。）においては、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い安全指導業務等の受講・受診等の機会を提供してきたところです。あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による安全指導業務等の充実を図るほか、インターネット適性診断システム（以下「ナスバネット」という。）の契約事業者等による支所以外での一般診断受診者の割合を増加させるため、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を推進しました。

令和6年度は全国50支所において、指導講習（2,647回、受講者数106,083人）、適性診断（受診者数420,920人）の実績でした。この実績の取組として、非対面・遠隔の方式による指導講習及び適性診断を充実させるため、eナスバを開講し、また、適性診断についても「遠隔カウンセリング」を継続的に実施し、受診者の利便性の向上に資する取組を行ってきたところであり、ナスバネットによる支所以外での一般診断受診率は62.5%の実績を確保しました。

イ 民間参入事業者に対する支援について

安全指導業務等の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスパネットの提供などにより、認定取得における支援について積極的に取り組んできました。

特に、事業者が参入後においても安全指導の質を確保させるために、定期的に各種研修を実施しており、また、当該事業者の質の維持を図ることを目的として、指導講習用のテキストの頒布及びナスパネットの提供を行い、いずれについても目標を大きく上回ることができました。

ウ 安全マネジメントの浸透・定着等について

事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務について、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を積極的に図ってきました。

令和6年度における運輸安全マネジメント評価事業の実績として、事業者62者に対して当該評価事業を行い、運輸安全マネジメントの浸透・定着に向けた体制の構築の支援を実施しました。また、令和5年6月に国土交通省から「リスク感受性向上セミナー」の認定を取得し、事業者の中間管理職層に必要とされる事故防止に係るマネジメント能力を養う取組を主管支所が中心として事業を展開することができました。

また、国の安全対策への対応として、近年のEC市場の拡大等に伴い、貨物軽自動車運送事業者における死亡・重症事故が増加していることを踏まえ、国土交通省は令和6年10月に貨物自動車運送事業法等を改正（令和7年4月施行）し、貨物軽自動車運送事業者に対し、新たな事故防止対策を義務付けしたことに伴い、事故防止対策の1つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を同法等の施行に先立ち、令和7年2月よりeナスパにより開講し新たな事故防止対策を実施しました。また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施してきたことで、国の安全対策に応じた事故防止対策に取り組めました。

③ 被害者援護業務

ア 療護施設の設置・運営について

療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び「施設及び設備に関する計画」に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施しました。また、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（以下「ナスバスコア」という。）を用いた治療改善度の活用

や療護看護プログラムの実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施するとともに、経年劣化の著しい千葉療護センターについては、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」の結果を踏まえた経済的かつ効率的な老朽化対策の検討を行ってきました。

特に、医療技術、看護技術等の着実な開発と向上を図るため、再生医療等の新たな医療技術を行っている大学医学部等と連携し共同研究を行うとともに、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献しました。また、千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」によって取りまとめられた報告書に基づき、災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした基本設計に着手しました。こういった取組を進めた結果、令和6年度における療護施設の退院患者に係るナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値と退院時スコアの平均値の差は12.7点という結果であり、年度計画における目標値（12.5点）を上回ることができました。

あわせて、国土交通省で定めた委託基準等を踏まえ、令和5年度に選定した3病院に加え、新たに、令和6年5月に1病院を選定し、全国4病院で受入環境整備事業を開始しました。令和6年7月には本格的な検証の足掛かりとして、検証手法を改めて確認すること等を目的として、受託4病院が参加するキックオフミーティングを開催することができました。

イ 介護料の支給等

重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行ってきました。また、介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対する訪問支援を毎年実施することを視野に入れた取組を進めてきました。

また、介護料受給者等に対する感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向上に努めました。

介護料受給者等に対して以上の取組を進めてきた結果、新規認定者103人全員を含む3,949人に対して訪問支援等を実施し、目標を大きく上回る86.5%の実績となりました。また、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査結果に関しては、年度目標の4.39を上回る4.42の評価を得ることができました。

ウ 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図ってきました。また、

自動車事故被害者等への情報提供を充実させることに重点的に取り組み、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を適切に行ってきました。

令和6年度においては、当機構における相談支援業務の一環として、国土交通省が選定している被害者・遺族等団体が相談対応等を実施することに対し、関係規定等の整備を迅速に進め、当該団体（12団体）にその費用の援助（3,871万円）を実施して相談支援機能の強化を推進しました。

エ 交通遺児等への生活資金の貸付

交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、交通遺児等の健全な育成を図るための経済的支援を実施してきたところです。同じ境遇の家族同士の交流を促進するための友の会の集い及び保護者交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施しました。

友の会については、全国各支所において447人が当該集いに参加し、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援につなげる取組を推進し、また、友の会コンテストとして「絵画コンテスト」を実施し、友の会会員214人の応募の中から受賞者85人を決定して本部及び各支所において表彰式を開催しました。

④ 自動車アセスメント情報提供業務

国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進してきたところです。令和6年度においては、「衝突被害軽減ブレーキ」、「乗員保護性能」及び「歩行者保護性能」において新たな評価を導入し、自動車6車種、チャイルドシート7機種について試験を行い、安全性能の評価を実施しました。その結果、総合評価においては、最高評価であるファイブスター賞を4車種が獲得したほか、ファイブスター賞該当車種のうち最高得点の車種をファイブスター大賞として表彰するなど、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進することに努めました。

また、「自動車アセスメントロードマップ2025」の議論を進める際、新オフセット前面衝突安全性能試験の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価検討会を含めた様々な議論の場に参画し、この年度に導入したばかりの同試験に係る台車重量増加及びバリア変更が、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として早速盛り込まれたことや、Euro NCAPで開始されている商用車アセスに関する情報収集を行い、国土交通省へ情報共有を行うなど、自動車アセスメントの内容を充実させる取組を行いました。

このような当該自動車アセスメントに係る取組を推進し、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカーが自発的に評価を受けるような評価方法とすることを進めた結果、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、83.3%となり年度目標を上回る実績となりました。

あわせて、分かりやすい情報を提供する取組に関しては、自動車等の安全性能評価結果等をまとめたパンフレット“自動車安全性能2023”を約37万部、“チャイルドシート安全比較BOOK”を約24万部作成・配布するとともに、アセスメントの効果等をわかりやすく周知する広報用チラシについても約23万部作成・配布しました。

パンフレット、広報用チラシには、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報への誘導のためにQRコードを掲載したことで、ホームページへのアクセス件数は約58万件の実績となりました。

また、地方の交通安全関連イベントについて、警察、JAF、NEXCO等の関係団体と連携し参加、パンフレット等の配布や自動車アセスメントの試験映像の放映を実施する他、運行管理者等指導講習、介護料受給者交流会等の機会を活用した広報活動を全国で計102回実施したことや、多くの集客が見込める主要ターミナル駅や公共広場、プロスポーツの試合会場において、自動車アセスメントの試験車両の展示を多く実施したことで、より安全な自動車の普及促進に寄与しました。

以上が当機構における当事業年度の主な業務成果及び業務実績です。

(2) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
安全指導業務等	B	3,569 百万円
1. 指導講習、適性診断の充実・改善	B	
2. 民間参入の促進（困難度：高）	A	
3. 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	B	
4. 国の安全対策への貢献	B	
被害者援護業務	A	9,848 百万円
1. 治療・看護の充実（困難度：高）	B	
2. 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者のための環境整備	A	
3. 介護料の支給等（重要度：高、困難度：高）	A	
4. 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等	A	
5. 貸付・精神的な支援の実施	B	
6. 債権管理・回収の強化	B	
自動車アセスメント情報提供業務	A	990 百万円
1. 効率的・効果的な試験・評価の実施（重要度：高、困難度：高）	A	
2. わかりやすい情報提供	A	
II. 業務運営の効率化に関する事項		
1. 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	B	
2. 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	B	
3. 外部評価の実施、公表	B	
4. 業務のデジタル化及びシステムの最適化	B	

項目	評価	行政コスト
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
1. 財務運営の適正化	B	
2. 自己収入等の拡大	B	
3. 保有資産の見直し	B	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
1. 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	B	
2. 施設及び設備に関する計画	B	
3. 人事に関する計画	B	
4. 人材の活用・育成	A	
5. 自動車事故対策に関する広報活動	A	
法人共通		1,369百万円
合計		15,775百万円

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要求する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 主務大臣による過年度の総合評定の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
評定	B	B	B	B	B

(注) 評定区分

- S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要求する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	10,395	10,395	
施設整備費補助金	1,155	532	※3
政府補助金	4,289	3,866	
回収金等収入	406	349	※4
業務収入	2,252	2,350	
その他収入	118	125	※1.5.7
支出			
人件費	3,237	3,171	
業務経費	12,326	11,328	※2
施設整備費	1,155	532	※3
一般管理費	1,489	1,610	※8
貸付金	9	5	※6
借入金償還	462	462	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

予算額と決算額の差額の説明

- ※1 講習テキスト等販売収入が予定を上回ったため
- ※2 業務経費が予定を下回ったため
- ※3 施設整備費が予定を下回ったこと及び翌年度への繰越しがあったため
- ※4 回収金が予定を下回ったため
- ※5 利息収入が予定を下回ったため
- ※6 新規貸付が予定を下回ったため
- ※7 アセスメント試験データ販売収入が予定を下回ったため
- ※8 一般管理費が予定を上回ったため

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	8,693	流動負債	4,304
現金・預金等	5,039	運営費交付金債務	913
貸付金	2,610	1年以内返済予定長期借入金	370
その他	1,044	その他	3,022
固定資産	11,474	固定負債	5,913
有形固定資産	8,484	長期借入金	2,001
無形固定資産	707	その他	3,912
投資その他の資産	2,283	負債合計	10,217
		純資産の部	
		資本金	13,174
		政府出資金	13,082
		民間出資金	92
		資本剰余金	△5,218
		利益剰余金	1,993
		純資産合計	9,950
資産合計	20,167	負債純資産合計	20,167

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	15,349
業務費	12,865
一般管理費	2,475
財務費用	1
臨時損失	8
II その他行政コスト	426
減価償却相当額	411
除売却差額相当額	15
III 行政コスト	15,775

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	15,341
業務費	12,865
人件費	2,100
減価償却費	270
療護業務委託費	3,494
介護料支給費	3,827
その他	3,174
一般管理費	2,475
人件費	752
減価償却費	65
賃借料	646
その他	1,012
財務費用	1
経常収益 (B)	15,867
補助金等収益等	12,444
自己収入等	2,480
その他	942
臨時損益 (C)	△8
その他調整額 (D)	0
当期総利益 (B-A+C+D)	518

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

④純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	13,174	△ 5,304	1,475	9,346
当期変動額				
固定資産の取得		512		512
固定資産の除売却		△ 15		△ 15
減価償却		△ 411		△ 411
当期純利益			518	518
前中期目標期間 繰越積立金取崩額			0	0
当期変動額合計	-	86	518	604
当期末残高	13,174	△ 5,218	1,993	9,950

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	2,170
人件費支出	△ 3,745
介護料支給による支出	△ 3,827
療護施設業務費支出	△ 3,633
補助金等収入	14,260
自己収入等	2,337
その他収入・支出	△ 3,223
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 1,005
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 501
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	663
V 資金期首残高(E)	4,376
VI 資金期末残高(F=D+E)	5,039

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和6年度末の資産合計は20,167百万円と、前年度比1,387百万円増となりました。これは、現金及び預金が663百万円増、ソフトウェアが458百万円増となったことが主な要因です。

令和6年度末の負債合計は10,217百万円と、前年度比783百万円増となりました。これは、資産見返運営費交付金が741百万円増となったことが主な要因です。

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、出資金や施設整備費補助金を財源として取得した固定資産の減価償却相当額等の費用が411百万円計上されており、この結果、行政コストは合計で15,775百万円となりました。

③損益計算書

令和6年度の経常費用は15,341百万円と、前年度比923百万円増となりました。これは、一般管理費の業務委託費が387百万円増となったことが主な要因です。

また、令和6年度の経常収益は15,867百万円と、前年度比778百万円増となりました。これは、運営費交付金収益が599百万円増となったことが主な要因です。

当期純利益と前中期目標期間繰越積立金取崩額を加えた518百万円が当期総利益となりました。

④純資産変動計算書

令和6年度の純資産は、資産の取得による資本剰余金への振替額として512百万円、当期純利益として518百万円増加した一方、減価償却相当額として411百万円など減少した結果、604百万円増加し、9,950百万円となっております。

⑤キャッシュ・フロー計算書

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、2,170百万円と前年度比45百万円増（前年度2,125百万円）となりました。これは、運営費交付金収入が増加したことが主な要因です。

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△1,005百万円と、前年度比1,236百万円減（前年度231百万円）となりました。これは、固定資産の取得による支出が増加したことが主な要因です。

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、△501百万円と、前年度比34百万円減（前年度△467百万円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が増加したことが主な要因です。

(2) 財政状態及び運営状況について

ナスバの財政状態及び運営状況に大きな問題はありません。

14. 内部統制の運用に関する情報

ナスバは、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその実施状況は次のとおりです。

〈内部統制の運用（業務方法書第20条、第24条）〉

ナスバは、役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和6年度においては4月、3月に開催しています。

〈コンプライアンス違反等の事実発生時における対応（業務方法書第24条第10号）〉

ナスバは、コンプライアンスに係る体制を構築し、コンプライアンスの重要性を認識し、社会から信用を得て、信頼されるとともに、ナスバが経営体として存続し、発展していくために、法令等の遵守の徹底並びに問題が発生した場合における迅速かつ的確な対応及び再発防止への取組みに関する基本的事項を定めることを目的としてコンプライアンス委員会を設置し、令和6年度においては10月、2月に開催しています。

〈業務運営上のリスクの管理（業務方法書第25条）〉

ナスバは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理委員会を設置し、令和6年度においては5月、2月、3月に開催しています。

〈情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項（業務方法書第27条）〉

ナスバは、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備することとしており、情報セキュリティの確保に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構情報セキュリティ基本方針」を、個人情報保護に関する事項に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程」を定めて、必要な対策を講じています。

〈監事及び監事監査・内部監査（業務方法書第29条、第30条）〉

監事は、法令及び規程に基づき役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、ナスバの業務及び財産状況の調査、国土交通大臣に提出しようとする書類の調査、重要な会議への出席、役職員及び会計監査人から受領した報告内容の検討、役職員に対する助言等を行い、監査終了後、監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出します。

ナスバは、内部監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告します。令和6年度の業務に関する内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第 32 条）〉

ナスバにおける入札等の適正を期し、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置し、令和 6 年度においては 6 月に開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第 33 条）〉

ナスバは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための仕組み及び評価結果を予算の配分に活用する仕組みとして経理部が予算の執行状況を把握するとともに、その状況を踏まえた予算実施計画の変更を行っています。また、3 月の理事会において翌年度の当初予算を決定しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和 48 年 7 月 自動車事故対策センター法（昭和 48 年法律第 65 号）成立
- 昭和 48 年 12 月 認可法人自動車事故対策センター設立
- 平成 14 年 12 月 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）成立
- 平成 15 年 10 月 独立行政法人自動車事故対策機構設立
（認可法人自動車事故対策センター解散）

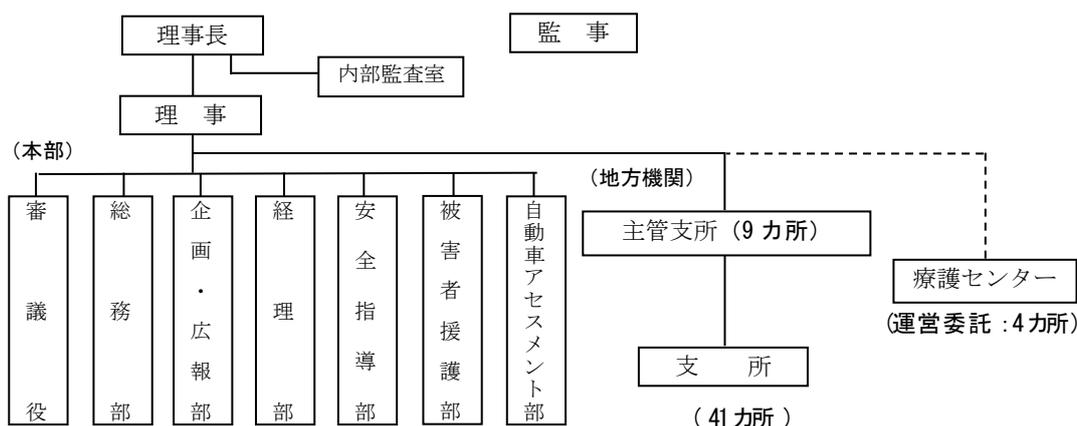
(2) 設立根拠法

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）

(3) 主務大臣（主務省所管課等）

国土交通大臣（国土交通省物流自動車局保障制度参事官室）

(4) 組織図



(5) 事務所所在地（令和 7 年 3 月 31 日現在）

- 本 部：東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト
- 札幌主管支所：札幌市中央区北 2 条東 12-98-42 北 2 条新川ビル
- 函館支所：函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル
- 釧路支所：釧路市黒金町 7-4-1 太平洋興発ビル
- 旭川支所：旭川市流通団地 2 条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター
- 仙台主管支所：仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館
- 福島支所：福島市栄町 7-33 福島トヨタビル
- 岩手支所：盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル
- 青森支所：青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館
- 山形支所：山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル
- 秋田支所：秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館
- 新潟主管支所：新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館
- 長野支所：長野市南長池 710-3 長野県トラック会館
- 石川支所：金沢市直江東 1-2 石川県自動車会館
- 富山支所：富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館
- 東京主管支所：東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル

神奈川支所：横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館
 千葉支所：千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト
 埼玉支所：さいたま市浦和区仲町 3-12-6 J・S-1ビル
 茨城支所：水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル
 群馬支所：高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館
 栃木支所：宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル
 山梨支所：笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館
 名古屋主管支所：名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋ATビル
 静岡支所：静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル
 岐阜支所：岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル
 三重支所：四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル
 福井支所：福井市大手 3-2-1 福井ビル
 大阪主管支所：大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通FNビル
 京都支所：京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館
 兵庫支所：神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル
 滋賀支所：守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館
 奈良支所：奈良市三条本町 9-21 JR奈良伝宝ビル
 和歌山支所：和歌山市八番丁 11 日本生命和歌山八番丁ビル
 広島主管支所：広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル
 鳥取支所：鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル
 島根支所：松江市御手船場町 553-6 松江駅前エストビル
 岡山支所：岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館
 山口支所：山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷
 高松主管支所：高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル
 徳島支所：徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館
 愛媛支所：松山市井門町 1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター
 高知支所：高知市南ノ丸町 5-17 高知県トラック会館
 福岡主管支所：福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル
 佐賀支所：佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルディング
 長崎支所：長崎市万才町 7-1 TBM長崎ビル
 熊本支所：熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング
 大分支所：大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館ビル
 宮崎支所：宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館
 鹿児島支所：鹿児島市西別府町 2941-19 鹿児島県トラック研修センター
 沖縄支所：那覇市泉崎 2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
 千葉療護センター：千葉市美浜区磯辺 3-30-1
 東北療護センター：仙台市太白区長町南 4-20-6
 岡山療護センター：岡山市北区西古松 2-8-35
 中部療護センター：美濃加茂市古井町下古井 630

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
 当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	16,840	16,645	16,064	18,781	20,167
負債	8,539	8,152	7,945	9,435	10,217
純資産	8,301	8,493	8,120	9,346	9,950
行政コスト	14,365	14,153	14,410	14,770	15,775
経常費用	13,958	13,815	14,084	14,418	15,341
経常収益	13,931	14,000	14,146	15,089	15,867
当期総利益	△ 30	182	91	667	518

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっております。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

【予算】

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
政府借入金	0	人件費	3,474
運営費交付金	9,032	業務経費	11,486
施設整備費補助金	1,116	施設整備費	1,116
政府補助金	4,688	一般管理費	1,168
回収金等収入	311	貸付金	9
業務収入	2,289	借入金償還	370
その他収入	119		
合計	17,555	合計	17,622

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,337
経常費用	16,337
人件費	3,474
業務費	11,455
管理関係業務費	1,406
財務費用	1
臨時損失	0
収益の部	16,426
運営費交付金収益	8,907
政府補助金	4,688
業務収入	2,289
その他収入	210
資産見返負債戻入	332
臨時利益	0
純利益	89
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	89

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,900
業務活動による支出	16,050
投資活動による支出	1,128
財務活動による支出	399
次期中期目標の期間への繰越金	1,323
資金収入	18,900
業務活動による収入	16,439
運営費交付金による収入	9,032
政府補助金による収入	4,688
業務収入	2,598
その他収入	119
投資活動による収入	1,116
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,346

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金等	:	現金、預金
貸付金	:	長期借入金を財源とした交通遺児育成資金等の貸付金
有形固定資産	:	土地、建物、機械装置、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	:	ソフトウェア等
投資その他の資産	:	敷金・保証金等
運営費交付金債務	:	独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
長期借入金	:	交通遺児育成資金等の貸付金の財源として国から借り入れた長期借入金（1年以内に償還日が到来するものは「1年以内返済予定長期借入金」に計上）
政府出資金	:	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
民間出資金	:	民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	:	国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
減価償却相当額	:	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
除売却差額相当額	:	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額

③ 損益計算書

業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の役職員に要する経費
減価償却費	:	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
療護業務委託費	:	療護施設の運営委託に要する経費
介護料支給費	:	介護料の支給に要する経費
賃借料	:	事務所等の賃借に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
補助金等収益等	:	国からの補助金及び運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	:	手数料収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等
その他調整額	:	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている金額

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー : 長期借入金の借入れ・返済による収入・支出等

(2) その他公表資料等との関係の説明

【公式ホームページ】
 ナスバのご案内や各業務を通じて得られた知見や情報を発信しております。
 資料のダウンロードも可能です。
<https://www.nasva.go.jp/>



【YouTube チャンネル】
 各業務のご紹介や、在宅介護に役立つ動画等が視聴できます。
<https://www.youtube.com/channel/UC73qpyTtjAq6Ic1TFDDyVZg>



【問合せ・相談窓口】
 交通事故に遭われ、相談先にお困りの方へ、相談窓口のご紹介やナスバのサービスをご案内しております。



【Facebook・X (旧 Twitter) ページ】
 ナスバが発信する情報をタイムリーにお届けしています。
 ・ Facebook
<https://www.facebook.com/nasva.go.jp>
 ・ X (旧 Twitter)
https://x.com/NASVA_jpn

